部長及び参事官　　生企発第555号
殿　　（サ対）
所　属　長　　令和７年７月10日
３年保存（口訓）
本　部　長

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律の公布について
（通達乙）

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（令和７年法律第76号。以下「改正法」という。）が本年６月25日に公布され、公布の日から起算して３月を経過した日（令和７年９月25日）から施行されることとなった。

その概要及び当面の運用上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達において、改正法による改正後のギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）を「法」という。

記

第１　改正法の概要等

１　改正法の概要

(1)　違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止（法第９条の２関係）

ア　下記のとおり用語を定義（同条第２項）。

○　違法オンラインギャンブル等

ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

○　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト

ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

○　違法オンラインギャンブル等プログラム

プログラムのうち、当該プログラムにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

イ　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）が、次に掲げる行為をしてはならない旨規定（同条第１項）。

○　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサ

イト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

○　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

なお、同項において、「ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者」とは、プラットフォーム事業者、検索エンジン運営者、アプリストア運営者等をいう。

(2)　違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底措置の明記（法第14条関係）

国又は地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を講ずることを明記。

２　施行期日

公布の日から起算して３月を経過した日（令和７年９月25日）から施行

第２　当面の運用上の留意点

１　違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されていること等の周知・広報の推進

前記第１の１(2)のとおり、改正法により、地方公共団体において、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を講ずることが明記された。

このことから、引き続き、オンラインカジノ及びスポーツベッティングを含む違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されていることについて、ＳＮＳ、ポスター・動画等を活用した広報啓発を行うとともに、サイバーパトロール等を通じて把握したオンライン上で行われる賭博行為を助長する内容のＳＮＳ投稿等に対して警告を実施する取組を推進すること。

また、他部門を含めた警察職員に対しても周知徹底し、違法オンラインギャンブル等に起因するギャンブル等依存症に関する相談等を受けた場合には、県立精神保健福祉センター・福祉保健所をはじめとする相談窓口を教示するなど、適切に対応すること。

なお、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（通達乙）」（令和７年５月29日生企発第402号）で示したとおり、関係機関と連携の上取り組まれたい。

２　改正法により新たに違法とされた行為に係る周知・広報の推進

改正法により新たに違法とされた行為（前記第１の１(1)）について、周知・広報を図ること。

なお、今後、警察庁においてポスターや動画を作成し、警察庁のウェブサ

イト、ＳＮＳ等で広報を行う予定であることから、広報に際しては、こうした素材も活用すること。

（参考資料）

○　ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（令和７年法律第76号）の官報の写し及び新旧対照条文

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十五日

内閣総理大臣　石破　　茂

**法律第七十六号**

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」の下に「及び第九条の二第二項第一号」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止）

**第九条の二**　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

二　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

第十四条中「広報活動等」の下に「（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）」を加える。

**附　則**

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

内閣総理大臣　石破　　茂

総務大臣　村上誠一郎

◎ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十六号）新旧対照表

○ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>第二条　この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第九条の二第二項第一号において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。 | （定義）<br>第二条　この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。 |
| （違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の禁止）<br>第九条の二　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。<br>一　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為<br>二　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為<br>2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に | 〔新設〕 |

定めるところによる。

一　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

（教育の振興等）

第十四条　国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（教育の振興等）

第十四条　国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。